

厚岸町条例第17号

厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

厚岸町国民健康保険税条例（昭和33年厚岸町条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第15項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則第16項中「同項の規定にかかわらず、申請書の提出期限は、令和3年3月31日」を「同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、町長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。